

職工退職手当規程

- 第一條 本會社常備職工ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其事由ヲ調査シ別表ニヨリ退職手当ヲ給與ス
- 一、勤績滿壹年以上ニシテ年齢滿五十五歳以上ノモノ退職ヲ申出デ會社ニ於テ之ヲ認メタルトキ
- 二、勤績滿三年以上ニシテ身体虛弱若クハ疾病ニヨリ職務ニ堪ヘズ退職ヲ申出デ會社ニ於テ之ヲ認メタルトキ
- 三、勤績滿一年以上ノ常備職工在職中死亡シタルトキ
- 本條第二、第三號ニヨリ手当ヲ受ケントスルモノハ之ヲ証スルニ足ル証明書ヲ差出スベシ
- 第三條 工場衛生上又ハ本人ノ健康上害アリト認ムルモノ若クハ法令ニヨリ就業ヲ禁止スベキ疾病アルモノニシテ解僱セラレタル場合ハ第一條所定ノ二分ノ一以內ノ手当ヲ給與ス
- 第四條 勤績滿三年以上ノ常備職工ニシテ會社ニ於テ事情止ムヲ得ザルモノト認メ退職ヲ許シタル場合ハ第一條所定ノ三分ノ一ノ範圍ニ於テ手当ヲ給與ス
- 第五條 退職事由ガ工場法施行令ニヨリ扶助ヲ受クル原因ニ基クモノニハ本規程ヲ適用セズ
- 全法ニヨリ遺族扶助ヲ受クルモノ亦同シ
- 第六條 第一條第三號ノ場合ニ於ケル手当ヲ受クベキ遺族ノ順位ハ工場法施行會第二十條乃至第十二條ノ規定ニヨル
- 第七條 在職中特ニ功勞アリタルト認メタルモノハ本規程ノ給與ニ付キ特別ノ詮議ヲナスコトアルベシ
- 第八條 左ノ各號ノ一ニ該當シタルモノニハ本規程ヲ適用セズ
- 一、懲戒若クハ其他ノ理由ニヨリ解僱又ハ除籍ノ處分ヲ受ケ又ハ退職セシメラレタルモノ
- 二、無斷退職シタルモノ
- 第九條 現役兵トシテ入營シ又ハ補充召集ニ應ジタルモノ及戰時事變ニ際シ召集セラレタルモノ對シテハ本規程ヲ適用セズ
- 但シ除隊後直ニ採用セラレタルモノハ入營前ノ勤務年數ヲ加算ス
- 第十條 本會社ノ都合ニヨリ已ムヲ得ザル場合、法令ノ定ムル豫告手当ヲ受ケテ解僱セララル、モノニ對シテハ本規程ヲ適用セズ
- 第十一條 見習職工又ハ臨時職工トシテ勤績セル年數ハ常備職工ノ二分ノ一トス
- 第十二條 一ヶ月以上引續キ欠勤シタル場合ノ欠勤日數ハ勤績年數ニ算入セズ
- 第十三條 勤績年數ノ計算ハ滿一ヶ年ヲ以テ一年トシ滿一ヶ年以上ノ場合ハ六ヶ月以上ヲ以テ一ヶ年トス
- 第十四條 本規程ニ於テハ八時間ノ賃金ヲ日給ト稱ス
- 第十五條 本規程ハ會社ニ於テ必要ト認メタルトキハ變更スルコトアルヘシ
- 第十六條 本規程ハ大正十五年七月一日ヨリ施行ス

職工退職手当表

年勤數	退職當時		年勤數	退職當時	
	數	ノ日給		數	ノ日給
一年以上	二十日分	十	一年以上	九十日分	十九年以上二百〇四日分
二年以上	二十六日分	十一	一年以上	百日分	二十年以上二百廿一日分
三年以上	三十二日分	十二	一年以上	百十一日分	二十一年以上二百卅九日分
四年以上	三十九日分	十三	一年以上	百廿二日分	二十二年以上二百五十八日分
五年以上	四十六日分	十四	一年以上	百三十四日分	二十三年以上二百七十八日分
六年以上	五十四日分	十五	一年以上	百四十六日分	二十四年以上三百日分
七年以上	六十二日分	十六	一年以上	百五十九日分	二十五年以上三百廿五日分
八年以上	七十一日分	十七	一年以上	百七十三日分	二十六年以後ハ一ヶ年毎ニ三十日ヲ増ス
九年以上	八十日分	十八	一年以上	百八十八日分	